OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	シテ節の「ハ」による取り立て
Author(s)	仁田, 義雄
Citation	阪大日本語研究. 1995, 7, p. 23-37
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/8790
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

シテ節の「ハ」による取り立て

On Attaching the Particle *WA* to *SITE* Forms

仁田義雄
NITTA Yoshio

キーワード：「ハ」による取り立て，シテハ，ナガラハ，ノデハ，カラハ

1　はじめに

「C1シテ、C2」のように、「～シテ」の形式で、先行する節を後続する節に接続させるあり方を、本稿では、シテ形接続と仮に呼び、シテ形接続を実現している節を〈シテ節〉と仮称しておく。ただ、ここでは、シテ形接続と呼ぶ用語は、動詞のいわゆる連用形に「テ」が付いたものだけでなく、形容詞や名詞述語の連用形に「テ」の付いたものをも含む拡張した用法で使われている。シテ形接続を形成する節の述語の形式を〈テ形〉と仮称しておく。「毎朝6時ニ起キテ、散歩ニ出掛ケル。」「彼女ハトテモ優シクテ、皆ニ好カレテイル。」「彼ハ、マダ病ミ上ガリデアッテ、ソンナニ無理ガ利カナイ。」などの、「起キテ」「優シクテ」「病ミ上ガリデアッテ」が、テ形である。もっとも、本稿の考察対象の中心は、動詞述語のテ形であり、その意味で、シテ形接続という用語法の本来的な範囲に属するものである。

シテ節が担っている関係的意味が様々で多岐にわたっている、といったことは、既によく知られている。仁田1995では、通説的な考え方を出発点に据え、類型実現の条件、典型的なものと周辺的な存在、類型間のつながり・移り行きなどへの考察を行いながら、シテ節に託されて実現する関係的意味の類型として、〈付帯状態〉〈時間的継起〉〈起因的継起〉〈並列〉の三類四種を取り出した。三類四種の実例を挙げておく。

(1)　痩せた男は腰を浮かしてドアを見つめていた。

（筒井康隆「その情報は暗号」）

(2) 何百歳かもしれないほどの高齢の、物凄い顔をした不思議な老婆が、～、黒いマントを羽織ってじっと、こちらを見つめておったではありませんか。（高木彬光「妖婦の宿」）

(3) 「よろしい、やがて執行です。」
娘はにこやかに言って、忙しそうに彼の前から立去った。
（佐木隆三「ジャンケンポン協定」）

(4) 手紙は、いかにも無造作にそこに捨ておかれた形だった。何気なくとりあげてひらいた。（瀬戸内晴美「夏の終り」）

(5) 倉庫番が、背の高い男につつかれて喚いた。（「協定」）

(6) 知子はひきこんでいた風邪がこじれて、発熱した。（「夏の」）

(7) 上の子が幼稚園に入って、下の娘がやっと歩き出した頃だった。
（三浦朱門「偕老同穴」）

(8) 巡航船には船員のほかに警乗兵が二名乗っていて、船首には一応機関銃が据えてある。（伊藤桂一「蛍の河」）

(1)(2)が〈付帯状態〉の例であり、(3)(4)が〈時間的継起〉の例、(5)(6)が〈起因的継起〉の実例であり、(7)(8)が〈並列〉の例である。

本稿では、このような様々な関係的意味を表し、統語的なあり方も多岐にわたっているシテ節が、「ハ」に後接される時、どのようになるのか、取り立て助辞「ハ」に後接されるシテ節は、どのようなタイプのシテ節か、などといった問題を考察していく。さらに、シテ節だけでなく、「ハ」による他の接続形式の取り立て、たとえば、「～シナガラハ」や「～(スル/シタ)ノデハ」や「～(スル/シタ)カラハ」についても少しく触れておく。

上述したところからも分かるように、本稿は、「シテハ」の中には、「シテ＋ハ」に分解できない場合も少なくないことを認めながらも、シテハ形式をシテ形式から完全に切り離した形ではなく両者を関連付けながら、考察していこうとする立場に立っている。

2　シテ形を「ハ」で取り立ててみると

2.1　「ハ」で取り立てられるシテ節

上述したように、シテ節は、大きく〈付帯状態〉〈時間的継起〉〈起因的継起〉〈並列〉の三類四種のタイプに分かつことができる。シテ形は、「ハ」による取り立てを受けることがある。しかし、シテ形の四種総てが「ハ」を取りうるわけではない。どのタイプのシテ形が「ハ」による取り立て形を許すのか、また、「ハ」によって取り立てられると、通例どのようになるのかを、ごく簡単に見ておく。

2.1.1　付帯状態

まず、〈付帯状態〉のシテ形から見ていく。〈付帯状態〉の中心は、「洋子ハ腰ヲ浮カシテコチラノ方ヲチラット見タ。」「亮介ハオ気ニ入リノ服ヲ着テ町ニ出掛ケテイッタ。」のように、主体の容態的あり方を表したものや、「彼ハ興奮シテソノ出来事ヲ皆ニ語ッテ聞カセタ。」のように、主たる動きが実現する時の主体の心的あり方を表したのである。これらは、

(1)　洋子ハ腰ヲ浮カシテハコチラノ方ヲチラット見タ。

(2)　亮介ハオ気ニ入リノ服ヲ着テハ町ニ出掛ケテイッタ。

(3)　彼ハ興奮シテハソノ出来事ヲ皆ニ語ッテ聞カセタ。

のように、「ハ」を取ることができる。もっとも、「ハ」で取り立てられたシテ形は、もはや、主たる動きの実現の仕方を表す〈付帯状態〉に止どまってはいない。上掲の文を、［C1シタ状態デC2シタ］としては解しがたい。たとえば、(1)の文は、［洋子ガ腰ヲ浮カシタ状態デコチラノ方ヲチラット見ルコトヲ何度カシタ］といったことを表しているのではなく、［洋子ガ何度カ腰ヲ浮カシ、ソノ度毎ニコチラノ方ヲチラット見タ］といったことを、概略表している。〈付帯状態〉のシテ形は、「ハ」で取り立てられることによって、通例、(1)(2)のように〈時間的継起〉や(3)のごとく〈起因的継起〉の多回的生起を表すことになる。これは、言い換えれば、〈付帯状態〉のシテ形は、「ハ」による取り立てを受けない、といったことを表している。

もっとも、これにも例外がある。

(4)　腰ヲカガメテハ喋ラナカッタ。真ッスグ背筋ヲ伸バシテ喋ッタ。

(4)は、［腰ヲカガメタ状態デハ喋ラナカッタ］コトを表しており、主節の述語を

否定形にすることによって、シテ形は、〈付帯状態〉のまま、「ハ」による取り立てが可能になる。同様の現象は、命令と禁止、肯定事態遂行への意志と否定事態遂行への意志との間においても確認できる。

(5) *人ノ話ヲ下ヲ向イテハ聞ケ。

(5') 人ノ話ヲ下ヲ向イテハ聞クナ。

(6) *目立ツ服ヲ着テハ出掛ケヨウ。

(6') 目立ツ服ヲ着テハ出掛ケルマイ。

これは、「C1シテ」が否定の対象になることによって、対比的様態の暗示が、要請され出現することによる。対比的様態が暗示されうることによって、シテ形は、主たる動きに対して〈付帯状態〉の関係を保ちながら、「ハ」による取り立てを受けうる。

ただ、〈付帯状態〉としての解釈可能性を残したものが、まったくないわけではない。

(7) 由梨は疲れては時々桃色のシャツを突き放すようにしては、ふわりと立ち止まった。(大庭みな子「三匹の蟹」)

のような例が、それである。これは、[時々[C1シテ(ハ)、C2シ]タ]のように、「C1シテハ」を〈付帯状態〉として解釈することも不可能ではない。もっとも、この種のものは、シテ形の周辺形式であり、かつ、「ハ」の在不在が文の表す事態の多回性に影響を与えない、といったものである。

また、同様に「ハ」による取り立てが多回性の付与の決定因にならない

(8) そのくせ、にこにこ微笑しては盃を重ねている自分がおかしな感じだった。(斯波四郎「山塔」)

のような例も、〈付帯状態〉としての解釈可能性を有している。

2.1.2 時間的継起

次に、〈時間的継起〉のシテ形について見ておく。〈時間的継起〉のシテ形とは、「健太ハ、枯レ草ヲ拾ッテゴミ箱ニ捨テタ。」や「彼女ハ、図書館ニ出掛ケテ資料ヲ借リ出ス。」のように、シテ節の事態が生起した後に、主節の事態が生起する、といった関係を表したものである。これらは、

(9) 健太ハ、枯レ草ヲ拾ッテハゴミ箱ニ捨テタ。

（10）彼女ハ、図書館ニ出掛ケテハ資料ヲ借リ出ス。

のように、「ハ」を取り、継起的事態の多回的生起を表す。実例を二三挙げておく。

（11）灰色に汚れた雪のような鴎はオレンジ色のビイ玉のような眼をじっとこちらに向けて横柄に脚で砂を掻いてはぷい、と横を向いた。
（「三匹の蟹」）

（12）牛寅は囲いの外いちめんに生えている烏麦を刈り取っては中に放りこんだ。（加藤幸子「夢の壁」）

（13）～大阪で牛行列をやってひとつ思いきり景気よく行きましょうと、脂の浮いた顔を平手でこすっては、田代は中腰で尾本や津上に酒を注いだ。（井上靖「闘牛」）

これらは、いずれも「ハ」を取り去ることができ、「ハ」を取り去ることによって、多回生起性が消え、そのシテ形は、過去の一回的な継起的事態を表すことになる。

〈時間的継起〉のシテ形は、「ハ」による取り立てを受け、多回生起性を帯びる。したがって、多回生起性が阻止される文脈では、〈時間的継起〉のシテ形は、「ハ」による取り立てを受けない。たとえば、「明日ノ三時ニ図書館ニ出掛ケテ資料ヲ借リ出ス。」は、「*明日ノ三時ニ図書館ニ出掛ケテハ資料ヲ借リ出ス。」のように、「ハ」を取れない。同様に、「ソノ頃ハ六時ニ起キテ七時ニ家ヲ出タ。→ソノ頃ハ六時ニ起キテハ七時ニ家ヲ出タ。」は可能であるが、「昨日ハ六時ニ起キテ七時ニ出掛ケタ。」は、「*昨日ハ六時ニ起キテハ七時ニ家ヲ出タ。」から分かるように、「ハ」を取ると逸脱性を帯びてしまう（過去の一回的事態を表す「～シテハ」がまったく存しないというわけではない。少数ではあるが存在するし、また、その中には、〈時間的継起〉のシテ形もわずかであるが、存在する）。

〈時間的継起〉のシテ形接続の中には、多くはないが、「部屋ノドアガ開イテ、大勢ノ人ガ飛ビ出シテ{キタ/クル}。」のように、異主体による二事態の継起を表すものがある。このタイプが「ハ」を取り、そのことによって多回生起性を表す文になるということは、稀でもあるし、また座りも悪い。

（14）?部屋ノドアガ開イテハ、大勢ノ人ガ飛ビ出シテ{キタ/クル}。

(14') 時々部屋ノドアガ開イテハ、大勢ノ人ガ飛ビ出シテ{キタ/クル}。

(14)より(14')の方が、自然な文である。(14')は、「時々部屋ノドアガ開イテ、大勢ノ人ガ飛ビ出シテ{キタ/クル}。」のように、その多回生起性が、「ハ」の付加によって生じている文ではない。異主体を持つタイプは、「(今)部屋ノドアガ開イテハ、大勢ノ人ガ飛ビ出シテクル。」のように、起因的に解釈され、条件表現へと転ずる傾向を有している。

2.1.3 起因的継起

引き続き、〈起因的継起〉について触れておく。〈起因的継起〉は、二事態の継起的生起の一種である。ただ、先行生起する事態が、後続する事態の生起にとって、起因的に働いていると捉えられるものである。「洋平ハ、冷タイ物ヲ食ベ過ギテ腹ヲコワシタ。」や「電話回線ガ故障シテ、市民生活ニ支障ガ生ジル。」のようなものが、〈起因的継起〉のシテ形である。これらは、

(15) 洋平ハ、冷タイ物ヲ食ベテハ腹ヲコワシタ。

(16) 電話回線ガ故障シテハ、市民生活ニ支障ガ生ジル。

のように、「ハ」による取り立てを受けうる。上掲の例文から分かるように、〈起因的継起〉を表すシテ形に対する「ハ」による取り立てには、二タイプのものが存する。一つは、(15)が示しているように、起因によって生じる複合事態の多回生起性を表すタイプであり、他の一つは、(16)のような、条件表現を形成するものである。後件発生の条件であるということは、後件が出現した時、前件が後件の起因をなしていたということに外ならない。

実例を少しばかり挙げておこう。まず、多回生起性を帯びるタイプから見ていく。

(17) 姉の目には酒の色がよくみえず、なみなみと注ぎすぎてあふれさせては、「いやあ。いやあ」と当惑の声をあげるのであった。

(三浦哲郎「忍ぶ川」)

(18) 次男の貴晶は小学校三年生にもなるのに、～布団を濡らしては母親から度を越した折檻を受けた。(奥泉光「石の来歴」)

などが、これである。これらは、「ハ」がなければ、起因的な継起関係にある二事態の過去における一回的生起を表すことになる。

(17)(18)は、いずれも同一主体である。異主体を有する〈起因的継起〉のシテ形接続は、条件表現になることが多いにしても、「ハ」を取って、多回的生起性の文になれないわけではない。

(19)（当時ハ技術ガマダ未発達ダッタノデ、）電話回線ガ{故障シテ/故障シテハ}、市民生活ニ支障ガ生ジタ。

のように、「ハ」による取り立てによって、多回生起性が発生している。

次に、条件表現を形成するタイプについて触れておく。

(20) 土曜に子どもに家にいられては親はかなわぬ、との声を自営業や農業の人たちを中心に聞く。(朝日社説, 91, 10, 17)

(21) 竜哉がいなくなってはもうこのお芝居に用はない。

（石原慎太郎「太陽の季節」）

(22) いまのまま車がはびこり続けては、社会全体の快適さが損なわれることになる。(朝日社説, 91, 11, 1)

などが、このタイプである。「ハ」がなければ、これらのシテ形は、やはり〈起因的継起〉を表すことになる。(20)が同一主体の場合であり、(21)(22)が異主体のものである。条件表現形成型では、同一主体より異主体のケースの方が多いようである。

また、〈起因的継起〉のシテ形に対する「ハ」による取り立てでは、多回生起性型より条件表現形成型の方が多い。

2.1.4　並列

最後に〈並列〉を表すシテ形を取り挙げる。〈並列〉とは、「C1シテ、C2」において、シテ節で表される事態と主節で表される事態とが、共存並立する関係にあるものである。共に並び成り立つ二事態であることよって、大きな意味の違いを招来せず、シテ節と主節を入れ換えることができる。既に挙げた「上ノ子ガ幼稚園ニ入ッテ、下ノ娘ガヤット歩キ出シタ。」「巡航船ニハ船員ノホカニ警乗兵ガ二名乗ッテイテ、船首ニハ一応機関銃ガ据エテアル。」のようなものや、「彼ハ、優サシクテ力持チダッタ。」のようなものが、この〈並列〉のシテ形接続である。これらは、いずれも、

(23) *上ノ子ガ幼稚園ニ入ッテハ、下ノ娘ガヤット歩キ出シタ。

(24) *巡航船ニハ船員ノホカニ警乗兵ガ二名乗ッテイテハ、船首ニハ一応機関銃ガ据エテアル。

(25) *彼ハ、優サシクテハ力持チダッタ。

のように、「ハ」による取り立てを受けない。(23)は、主体がシテ節と主節とで異なっている場合であり、(24)は、両者の主体が全体(巡航船)・部分(船首)の関係にある場合であり、(25)は、同一主体を有しているタイプである。いずれにしても、シテ形が〈並列〉の関係を保っているかぎり、「ハ」を取り、多回生起性を帯びた文や条件表現を形成することはない。

〈並列〉としての色合いを完全には否定できないシテ形であっても、「ハ」を取って成り立っている場合、「ハ」を取り適格文を形成することにおいて、シテ形の意味は、既に〈並列〉ではなくなっている。

(26) こうしてみると、形ばかりの追加調査であっては、大方の納得はえられない。(朝日社説,90,12,19)

などは、「ハ」が無ければ、「(調査ハ)形バカリノ追加調査デアッテ、大方ノ納得ハエラレナイ。←→(調査ハ)大方ノ納得ガエラレナクテ、形バカリノ追加調査デアッタ。」が示しているように、シテ形の接続的意味として〈並列〉を完全には否定できないものである。しかし、(26)から分かるように、シテ形が〈起因的継起〉を表すことによって、「ハ」を取り、条件表現化を受け入れうることになるのである。

〈並列〉のシテ形が「ハ」による取り立てを受けないのは、順接の「シ」や逆接の「ガ、ヘレド(モ)」が「ハ」を取らないのと、軌を一にしている(「シ、ガ、ケレドモ」などが「ハ」を後接させないことについては、寺村秀夫1991に既に指摘がある)。

2.2 「ハ」による取り立て形の特色

「シテハ」といった形式そのものについての詳しい考察は、稿を改めるが、ここでは、少しばかりシテ形の「ハ」による取り立ての特色について纏めておこう。

シテ形に「ハ」の後接した形式の中には、たとえば、

(1) 買い出しに行こうにも、物々交換の元手を失ってしまっては、目的を達する望みはまずなかった。(郷静子「れくいえむ」)

(2) 宮下は～「I先生が紹介してくださったのだから、君にきくなどしては、先生に失礼だったのですが……」と言った。
(柴田翔「されどわれらが日々」)

などのように、多回生起性を帯びていなかったり、条件表現化していないものが、まったく存在しない、というわけではない。これらは、いずれも、過去の一回的な事態の生起を表している(この問題についても、本稿では、その存在の指摘に止どめる)。

既に述べきたったところからも分かるように、過去の一回的事態を表すシテハ形式は周辺的存在であり、やはり、シテ形に対する「ハ」による取り立ての中心は、(1)多回生起性の付与と(2)条件表現化、の二類である。また、多回生起性の付与は、〈時間的継起〉と〈起因的継起〉を表すシテ形に生じるが、条件表現化するのは、〈起因的継起〉として解釈されうるシテ形である。

3　「ハ」による他の従属節の取り立て

ここで、シテ節以外の節に対する「ハ」による取り立ての現象について触れておく。

従属節には、シテ節の外に、「～ナガラ、～ツツ」といった副詞的な節、「～レバ、～タラ、～ト」などの条件節、「～ノデ、～カラ」といった理由節、逆条件を表す「～ノニ」、「～シ、ガ、ケレド(モ)」などの接続節がある。条件節や逆条件節や接続節は、「ハ」によって取り立てられることはない(これらの現象については、寺村1991に既に表の形での指摘がある。補訂すべき点を含んではいるが、この書が遺著であり、複文編の執筆が予定されていたことを考えれば、補訂すべき点を含んでいるからといって、寺村の研究の質が損なわれるわけではない)。

3.1　ナガラ節の取り立て

まず、ナガラ節を取り挙げる。ナガラ節が「ハ」によって取り立てられるこ

とは、極めて稀であり、限られた条件下においてである。ナガラ節は、大きく(1)主たる動きの実現のされ方を表すもの、言い換えれば、副詞的な節と、(2)逆接を表すものとがある。「彼ラハ歩キナガラ話シタ。」などが、副詞的な節であるナガラ節であり、「度ノキツイ眼鏡ヲ掛ケナガラ広志ニハソノ字ガ見エナカッタ。」「日ガ照ッテイナガラ、雨ガ降ッテイル。」などが、逆接を表すナガラ節である。

逆接を表すナガラ節は、「ハ」によって取り立てられることはない。「ハ」の後接を許すのは、副詞的な節を実現しているナガラ節である。

(1) 彼トイエドモ、物ヲホウバリナガラハ喋ベレナカッタ。

が示すように、副詞的な節を実現しているナガラ節は、「ハ」を取ることができる。ただ、その場合、主節の述語は否定形である。この間の事情は、〈付帯状態〉のシテ節が例外的に「ハ」を後接させる場合に同じい。

副詞的な節を作るツツ節についても、同じことが観察される。

3.2 カラ節の取り立て

次に、カラ節について瞥見する。{スル/シタ}カラ形が直接「ハ」で取り立てられることは、極めて少ない。「～カラニハ」の形を取ることが多い(ただ、「～カラニハ」の場合は、「～カラニ」+「ハ」に分解して取り扱うことはできない)。しかし、無いわけではない。たとえば、

(2) たとえ予備会談とはいっても、米ソ首脳が2日間もアイスランドまで出張して話し合うからは、なにかの成算があるのだと、だれでも思う。(朝日社説, 86, 10, 14)

(3) ところが片野は頭をふって、刀を買って貰ったからは約束通り養子に行くと答えたそうである。(中山義秀「厚物咲」)

などが、{スル/シタ}カラ形に「ハ」が後接した実例である。

それでは、どのような場合に、カラ節に「ハ」が後接しうるのかを、少しばかり考えてみよう(「～カラニハ」の使用状況の方が広いと思われるが、さほど差はないものと思われる)。

まず、カラ節の述語の品詞や形態的なあり方との関係を瞥見しておく。「出

テ行{ク/ッタ}カラハ、～」のように、動詞述語の場合は、「ハ」の後接は可能であるが、「*寒{イ/カッタ}カラハ、～」「*学生{ダ/ダッタ}カラハ、～」が示すように、形容詞述語や名詞述語の場合は、「ハ」を後接させることが不可能なようである(もっとも「学生デアルカラハ、(真面目ニ頑張ラナケレバナラナイ)」にすると可能)。また、「*出テ行カナイカラハ、～」のように、動詞述語であっても、否定形になれば、極めて座りが悪くなる。

主節の意味的あり方との相関に目を移そう。まず、主節が命令や意志の表現を取り挙げる。「手付ケヲ貰ッタカラハ、約束ヲ実行シロ！←手付ケヲ貰ッタカラ、約束ヲ実行シロ！」や「通常ヨリ高イ賃金ヲ要求スルカラハ、人ヨリ熱心ニ働コウ。←通常ヨリ高イ賃金ヲ要求スルカラ、人ヨリ熱心ニ働コウ。」などが示しているように、カラ節への「ハ」の後接は可能である。事実、実例の(3)の主節は、意志的表現である。また、「東京に出て行くからは、なにがなんでも勝たねばならぬ。(王将)」や「返済期限ガ来タカラハ、借金ヲ返サナイワケニハイカナイ。」などのような義務・当為的判断を表すものも、命令や意志の表現につながっていくものである。さらに、「受ケルカラハ、合格シ{テホシイ/タイ}。」のような希望の表現も、同趣の性質を有する文として一括することができよう。これらは、いずれも、未実現の事態の遂行に対する期待・待ち望みを表す文である。

実例(2)は、待ち望み型(「待ち望み」型といったものが何を表すかは、仁田1991参照)ではない。(2)の主節は、根拠や理由から導き出される推論・判断の蓋然性の高い帰結を表している。カラ節は、「ハ」によって取り立てられることによって、もはや、事態成立の因果関係のレベルでの原因には止どまれず、話し手の推論・判断が成立するための根拠・理由、より正確に言えば、成立因・前提に成り上ることになる(判断の根拠を表す「カラ」については、田窪1987参照)。

(4)　風邪ヲ引イタカラ、僕ハ仕事ヲ休ンダ。→ *風邪ヲ引イタカラハ、僕ハ仕事ヲ休ンダ。

(5)　大好キナA子ガ受験スルカラ、彼モソノ大学ヲ受ケルラシイ。→ *大好キナA子ガ受験スルカラハ、彼モソノ大学ヲ受ケルラシイ。

などから分かるように、「～カラハ」は、事態成立の因果関係のレベルでの原

因にはなりえない。「～カラハ」は、「強豪同士ガ戦ウカラ、試合ハ激シイモノニナルニチガイナイ。→強豪同士ガ戦ウカラハ、試合ハ激シイモノニナルニチガイナイ。」や「彼ガ来タカラ、モウ大丈夫ダ。→彼ガ来タカラハ、モウ大丈夫ダ。」のように、推論・判断成立の根拠・理由に関係している。

上掲の「～カラ」と「～カラハ」の対から明らかなように、「～カラ」も、推論・判断の根拠・理由に関係する。両者でどう違うのかが問われなければならない。その異なりは、「ハ」で取り立てるといったことの働きに関わってくるはずである。たとえば、

(6) ??ボストンマラソンニ挑戦スルカラ、彼ハ優秀ナ成績ヲ残スニチガイナイ。

(7) ボストンマラソンニ挑戦スルカラハ、彼ハ優秀ナ成績ヲ残スニチガイナイ。

の座りの良さの違いを考えてみよう。［彼ガ(ボストンマラソンデ)優秀ナ成績ヲ残ス］ためには、［(彼ガ)ボストンマラソンニ挑戦スル］コトが前提になるにしても、［ボストンマラソンニ挑戦スル］コトは、［彼ガ(ボストンマラソデ)優秀ナ成績ヲ残ス］コトが成り立つための真の起因にはならない。(6)の不自然さ・座りの悪さは、真に起因にならない事態を、推論・判断成立の根拠・理由にしているところにある。それに対して、事態が成立するための前提を、推論・判断の根拠・理由にできるのが、「～カラハ」である。真の起因ならざる前提を推論・判断の根拠・理由にできるのは、次のような事情によるのだろう。「ハ」による前件の排他的取り立ては、前件になる事態が成立・存在するからこそ、後件として提出された推論・判断が成り立つのである、といったあり方で、前件を呈示することになる。こういった前件の呈示のあり方は、前件を後件として提出された推論・判断成立の前提として呈示することに外ならない。

この間の事情は、待ち望み型でも同断である。

(8) ??受ケルカラ、合格シテホシイ。

(8') 受ケルカラハ、合格シテホシイ。

［合格シテホシイ］と願望するのは、［受ケル］という事態が存するからである。「～カラハ」は、推論・判断成立や待ち望み的態度保持の前提呈示を表している。

また、カラ節が「ハ」によって取り立てられた「C1カラハ、C2」といった複文が、全体として既定事態を表すことはない。

(9) *一生懸命勉強シタカラハ、合格シタ。← 一生懸命勉強シタカラ、合格シタ。

(10) *友達ガ来ルカラハ、部屋ヲ掃除シタ。← 友達ガ来ルカラ、部屋ヲ掃除シタ。

などのように、複文全体が既定事態である場合は、カラ節を「ハ」で取り立てることはできない。

3.3 ノデ節の取り立て

最後に、ノデ節について少しばかり見ておく。ノデ節に対する「ハ」による後接は、従来指摘されていたこととは違って、カラ節などに比べて、かなり多い。また、「ハ」で取り立てることによって、「～ノデ」とはかなり異なった性質が生じている。たとえば、

(11) 風邪ヲ引イタノデ、学校ヲ休ンダ。→ *風邪ヲ引イタノデハ、学校ヲ休ンダ。

(12) 友達ガ来ルノデ、午後カラ部屋ヲ掃除スルトイウコトデス。→ *友達ガ来ルノデハ、午後カラ部屋ヲ掃除スルトイウコトデス。

が示しているように、「～ノデハ」は、「～ノデ」では可能であった、現実の時間の中に位置付けられた(位置付けられる)事態への原因の表現には、なりえない。

「～ノデハ」は、基本的に以下のような使われ方をする。

(13) ただ建設戸数がいくらふえても、質が悪く家賃が高過ぎたのでは導入の意味はない。(朝日社説, 85, 2, 8)

(14) それが老人などの弱者からかき集めた金で支払われていたのでは、非難のホコ先が弁護士に向けられるのも当然である。
(朝日社説, 85, 8, 13)

(15) びくびくしたり、しめっぽくしたりしたのでは、どんな高価な料理でも栄養にはならない。(川村晃「美談の出発」)

(16) 既得権益に恋々としているのでは、野党としての魅力もない。
(朝日社説, 85, 11, 19)

(17) 国鉄改革までで幕を下ろすのでは、行革は中途半端なものになる。
(朝日社説, 86, 9, 19)

(18) もちろん歳出の徹底的な合理化がまず前提になるが、それだけに頼るのでは根本改革は実現しないに違いない。(日経社説, 93, 5, 15)

などが、「～ノデハ」の代表的な実例である(「～ノデハ」についての全体的な分析・記述は稿を改める)。「～ノデハ」の基本的でかつ中核的な性質は、「C1ノデハ、C2」において、「C1」で表される事態を仮定・想定なものとして差し出すところにある。これは、ノデ節であれば、未実現の事態を表すル形述語((17)(18)の例)だけでなく、既実現の事態を表すタ形((13)(14)(15)の例)やテイル形((16)の例)においても、観察される。「ハ」による取り立ては、ノデ節の事態の仮定・想定化を計ると言えよう。

4 まとめとして

以上、シテ節を中心に、「ハ」が後接しうる従属節には、どのようなものがあるのか、また、「ハ」が後接した場合、どのようなことが生じるのかについて、粗々見てきた。上述の粗描的分析・記述から、次のようなことが言える。「ハ」による取り立てによって生じる現象は、成分性の高い節から文的度合いの高い節へといったスケールの中で、連続・段階的な様相を帯びて有る。(1)成分性の高い節、つまり、ナガラ節や〈付帯状態〉を表すシテ節への「ハ」の後接は、成分に対する対比的取り立てといったものであった。(2)〈時間的継起〉を中心とするシテ節では、「ハ」の後接により、現実の時間の中に位置付けうる事態の多回生起性が生じる。(3)〈起因的継起〉のシテ節や原因のノデ節では、「ハ」の後接によって、条件表現化や事態の想定化が引き起こされる。(4)理由を表すカラ節では、「ハ」の後接によって、カラハ節自体は、既実現の事態を表すことがあっても、複文全体としては既定事態を表すことはできず、カラハ節の事態は、推論・判断成立や待ち望み的態度保持の前提として呈示されることになる。

ナガラ節のタイプにおける「ハ」は、要素に対する対比性が卓越したものである。それ以外は、「ハ」の、結合を目指した二分分割性を、基因としたものであろう。先行・後続の〈時間的継起〉のシテ節のみが、現実事態に止どまり、他は、想念上の事態に移り行くことになる。時間の中に位置付けられる現実事態ではあるものの、結合を前提にしていることにおいて、先行事態と後続事態との間には多回生起性が発生することになる。〈起因的継起〉のシテ節、原因のノデ節では、従属節そのものが想念化し、理由のカラ節への「ハ」の後接は、事態全体の想念化が行われる。これら三種は、現象描写ではなく、判断成立に密接に関わる「ハ」の結合を目指した二分分割性によって、〈起因的継起〉のシテ節、原因のノデ節では、条件事態や想定事態とそれから生じる結果事態や帰結、理由のカラ節では、前提となる事態とそれに規定され導かれる推論・判断や待ち望み的態度、というふうに、関連性・連続性を有しながら、それぞれのあり方を示している。

参考文献

蓮沼昭子（1987）「条件文における日常推論」『国語学』150
前田直子（1993）「逆接条件文「～テモ」をめぐって」『日本語の条件表現』くろしお出版
松下大三郎（1930）『標準日本口語法』中文館書店
仁田義雄（1991）『日本語のモダリティと人称』ひつじ書房
――― （1995）「シテ形接続をめぐって」『複文の研究』くろしお出版
野田尚史（1994）「仮定条件のとりたて」『日本語学』13-9
尾上圭介（1979）「助詞「は」研究史に於ける意味と文法」『三十周年記念論集・神戸大学文学部』
田窪行則（1987）「統語構造と文脈情報」『日本語学』6-5
寺村秀夫（1991）『日本語のシンタクスと意味Ⅲ』くろしお出版

（にった　よしお　　文学部助教授）